

旧七左衛門村・越巻村・大間野村の来歴

秦野 秀明

はじめに

旧七左衛門村・越巻村・大間野村の来歴に関して、先行研究に相当する代表的な編さん物として、
①『新編武蔵風土記稿』(1)
②『武蔵国郡村誌』(2)
③『角川日本地名大辞典』(3)
④『日本歴史地名大系』(4)
がある。

各編さん物における記載において、
A「旧新田槐戸(さいかちど)村」より「旧七左衛門村・越巻村・大間野村」が分村したという点は共通であるが、「分村の時期」を含む「近世の来歴の詳細」は明確ではなかった。
今回、筆者が既に発表済みの論考(5)より、「旧七左衛門村・越巻村・大間野村」の「分村の時期」を含む「近世の来歴の詳細」及び「検地の年度」などについて整理する。

分村の時期を含む近世の来歴の詳細及び検地の年度

旧埼玉郡越ヶ谷領旧七左衛門(しちざえもん)村

- ① 分村以前の村の起立の時期
寛永の頃(一六二四～四四)(6)(1)
A 慶安二～三年(一六四九～五〇)までには
新田槐戸村(7)(8)
B 寛文二～九年(一六六二～六九)から
七左衛門新田(12)(9)(11)または七左新田(6)(9)(11)に分村
C 元禄十三年から十五年(一七〇〇～〇二)までには
七左衛門村(13)(14)(1)
- ② 名称の変遷
近世の管轄の沿革
A 慶安二～三年(一六四九～五〇)までにはから
寛文二～九年(一六六二～六九)まで
御料所(6)(1)
B 寛文二～九年(一六六二～六九)から
天和二年(一六八二)二月十二日まで
土屋但馬守・相模守領(9)(11)(12)
C 元禄十三年から十五年(一七〇〇～〇二)までには
御料所十旗本領(平岡・曾我・菅谷・長山・中條)(1)
検地の年度(1)
元禄八年(一六九五)・享保十八年(一七三三)・安永八年(一七七九)
- ③ 旧埼玉郡越ヶ谷領旧越巻(こしまき)村
分村以前の村の起立の時期
寛永の頃(一六二四～四四)(6)(1)
名称の変遷
A 慶安二～三年(一六四九～五〇)までには
新田槐戸村(7)(8)
B 寛文二年(一六六二)から
越巻村に分村(9)(10)(11)(12)
C 元禄十三年から十五年(一七〇〇～〇二)までには
- ④ 名称の変遷
A 慶安二～三年(一六四九～五〇)までには
新田槐戸村(7)(8)
B 寛文二年(一六六二)から
越巻村に分村(9)(10)(11)(12)
C 元禄十三年から十五年(一七〇〇～〇二)までには

③ 七左衛門村枝郷越巻村⁽¹³⁾⁽¹⁴⁾⁽¹⁾
近世の管轄の沿革

A 慶安二〜三年(一六四九〜五〇)までにはから
寛文二〜九年(一六六二〜六九)まで

御料所⁽⁶⁾⁽¹⁾

B 寛文二〜九年(一六六二〜六九)から
天和二年(一六八二)二月十二日まで

土屋但馬守・相模守領⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾⁽¹¹⁾⁽¹²⁾

C 天和二年(一六八二)二月十二日から
宝永二年(一七〇五)まで

御料所⁽¹⁾

D 宝永二年(一七〇五)から
宝暦六年(一七五六)まで

永井伊賀守領⁽¹⁵⁾⁽¹⁾

E 宝暦六年(一七五六)から

御料所⁽¹⁾

④ 検地の年度⁽¹⁾

延宝六年(一六七八)⁽¹⁶⁾・元禄八年(一六九五)・宝暦九年(一七五九)・
明和八年(一七七二)

旧埼玉郡越ヶ谷領大間野(おおまの)村

① 分村以前の村の起立の時期

寛永の頃(一六二四〜四四)⁽⁶⁾⁽¹⁾

② 名称の変遷

A 慶安二〜三年(一六四九〜五〇)までには

新田槐戸村⁽⁷⁾⁽⁸⁾

B 寛文二〜九年(一六六二〜六九)から

大間野村に分村⁽⁹⁾⁽¹²⁾⁽¹⁾

C 元禄十三年から十五年(一七〇〇〜〇二)までには
七左衛門村枝郷大間野村⁽¹³⁾⁽¹⁴⁾⁽¹⁾

③ 近世の管轄の沿革

A 慶安二〜三年(一六四九〜五〇)までにはから
寛文二〜九年(一六六二〜六九)まで

御料所⁽⁶⁾⁽¹⁾

B 寛文二〜九年(一六六二〜六九)から
天和二年(一六八二)二月十二日まで

土屋但馬守・相模守領⁽⁹⁾⁽¹²⁾⁽¹⁾

C 元禄十三年から十五年(一七〇〇〜〇二)までには
御料所⁽¹⁾

④ 検地の年度⁽¹⁾

元禄十年(一六九七)・享保十八年(一七三三)

結びにかえて

史料から判明する「分村の時期」は、寛文二〜九年(一六六二〜六九)である。

注

(1) 文政十三年(一八三〇)成立

(一九六三)『新編武蔵風土記稿』「第三期」第十卷、雄山閣、一五二〜一五四頁

- (2) 明治十五年(一八八二) 成立
- (3) (一九五四)『武蔵国郡村誌』第十一卷、埼玉県立図書館、一〇四～一二三頁
- (4) 竹内 理三編(一九八〇)『角川日本地名大辞典』十一 埼玉県、角川書店、四二二～二六七、一八二、一八三頁
- (5) 小野 文雄編(一九九三)『日本歴史地名大系』十一 埼玉県の地名、平凡社、一〇三七・一〇三八頁
- (6) 秦野 秀明(二〇二〇)「越谷地名大全」『古志賀谷』第十九号、NPO法人越谷市郷土研究会、五五～七一頁(越谷市立図書館蔵)
- (7) 天和三年(一六八三)「越谷神明縁起」(加藤 幸一氏解読)
http://koshigayahistory.org/160814_k_shime_i_engi.pdf
- (8) 慶安二～三年(一六四九～五〇) 成立 ※(林 巖氏の見解)
 (一九七七)『武蔵(正保) 田園簿』、近藤出版社、一五〇頁
- (9) 注(1)「正保年中改定図」、八〇頁
- (10) (一九八三)『寛政重修諸家譜』第二、続群書類従完成会、一八九～一九二頁
- (11) 『寛文印知集』『続々群書類従』第九、地理部続群書類従完成会、二六七・二六八頁
- (12) ・ 莊嶋村、西新井村、末田村、砂原村、小曾川村、後谷村、野嶋村、越巻村が記載
 (一九七五)『土浦市史』、土浦市史編さん委員会編、土浦市史刊行会、附録
- (13) ・ 寛文四年(一六六四) 荻島村、西新井村、末田村、砂原村、小曾川村、後谷村、野嶋村、越巻村の8ヶ村が記載
- (14) ・ 寛文九年(一六六九) 寛文四年の村々十神明下村、七左エ門新田の10ヶ村が記載
- (15) (12) 寛文七年(一六六七) 十月「七左衛門新田年貢割付」
 (一九七三)『越谷市史三』史料一、越谷市役所、一三七～二四二頁
- (16) ・ 七(治) 左衛門新田、大間野、越巻村が記載
 元禄十三年から十五年(一七〇〇～〇二)にかけて作成
 『元禄郷帳(武蔵国郷帳 下)』
 国立公文書館デジタルアーカイブ
<https://www.digital.archives.go.jp/DAS/pickup/view/detail/detailArchives/030200000/000001866/00>
 ・ 七左衛門村に「古は槐戸村」の注が付される

旧大間野村の「元禄八年」の検地

はじめに

『新編武蔵風土記稿』(1)には、「七左衛門村枝郷越巻村附持添新田」の記載として、「七左衛門村より分村す」とある。

また、「七左衛門村枝郷大間野村附持添新田」の記載として、「大間野村も七左衛門村の分村にて」とあり、「越巻村」と「大間野村」は「七左衛門村」より分村した来歴が判明する。

さらに、「七左衛門村」及び枝郷である「越巻村」と「大間野村」の「検地」が実施された年代を、同書(1)は以下のように記載している。

- ① 「七左衛門村」
 「検地の年代は前村と同じ(※筆者注 元禄八年)(2)」
- ② 「七左衛門村枝郷越巻村」
 「検地の年代は前村と同じ(※筆者注 元禄八年)(2)」

- ③ 「七左衛門村枝郷大間野村」
「検地は元禄十年酒井河内守糺す」

以上のように、

「七左衛門村」及び枝郷である「越巻村」においては、「元禄八年（一六九五）」に「検地」が実施され、同じく枝郷である「大間野村」のみが「元禄十年（一六九七）」に「検地」が実施された事実が、『新編武蔵風土記稿』(1)の記載により判明する。

「元禄八年」の検地

旧大間野村に該当する地に、旧家である「A家」が存在し、現在も古文書群を所有されている。平成二十一年（二〇〇九）一月二十六日、NPO法人越谷市郷土研究会の加藤 幸一氏は、

解読者 鈴木 秀俊、記録者 加藤 幸一として、

「元禄八亥御検地御水帳、小拔書抜」

(表紙)

「 安永二巳年正月

元禄八亥御検地御水帳、小拔書抜」

を記録されたが、未公表であった。

令和三年六月十日、NPO法人越谷市郷土研究会「地誌研究倶楽部」の「巡検（案内 加藤 幸一氏）」に参加した筆者は、旧家である同「A家」を訪問させて頂いた際、「元禄八亥御検地御水帳、小拔書抜」の原本を、所有者のご厚意により拝見させて頂く機会を得た。

この原本を閲覧した筆者は、NPO法人越谷市郷土研究会の会報『古志賀屋』第十九号で「越谷地名大全」(3)を発表し、現在の越谷市内に該当する村々の「検地」の実施年代をまとめていた経緯により、「大間野村」において実施された「検地」は、『新編武蔵風土記稿』(1)に記載された元禄十年ではなく、「七左衛門村」及び枝郷である「越巻村」と同様に、元禄八年に「検地」が実施されていた可能性を発見した。

結びにかえて

安永二巳年（一七七三）正月に、「元禄八亥御検地御水帳」を小拔書抜した文書である「元禄八亥御検地御水帳、小拔書抜」の各分野の専門家による精査は、未だなされていない。

また、「大間野村」において実施された「検地」は、『新編武蔵風土記稿』(1)に記載された元禄十年ではなく元禄八年であったのか、または、元禄八年と元禄十年の「二度」であったのかも不明である。

さらに、『新編武蔵風土記稿』(1)の記載によれば、「大間野村」と東隣の境を接する「蒲生村」の「西分（※筆者注 蒲生村の大凡、西の半分の地域）」の「検地」の実施は、元禄十年に酒井河内守によってなされ、その「蒲生村」の北隣の境を接する「登戸村」の「検地」の実施も、元禄十年に酒井河内守によってなされており、『新編武蔵風土記稿』(1)に記載される「大間野村」の元禄十年の「検地」の実施も、地理的には必ずしも不合理ではない。

注

(1) 文政十三年（一八三〇）成立

(一九六三)『新編武蔵風土記稿』「第三期」第十卷、雄山閣、一五二〜一五四頁

(2) 注(1)「四丁野村」「中略」検地は元禄八年酒井河内守改む、一五二頁

(3) 秦野 秀明（二〇二〇）「越谷地名大全」『古志賀谷』第十九号、

NPO法人越谷市郷土研究会、五五〜七一頁（越谷市立図書館蔵）